

(全国) 障害保健福祉関係主管課長会議等資料について

要旨

【重要事項】

(児者共通)

○虐待の防止措置の徹底

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において障害福祉サービス事業所等の運営基準に盛り込み、令和4年度から義務化された以下の虐待防止措置について、障害者虐待防止の取組の徹底のため、令和6年度報酬改定において虐待防止措置未実施減算を創設（障害者虐待防止措置）

- ・虐待防止委員会の定期的開催。その結果について従業者への周知徹底
- ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施
- ・上記措置を適切に実施するための担当者の設置

○身体拘束等の適正化に向けた取組について

身体拘束等の適正化の徹底を図るため、令和6年度報酬改定において、身体拘束廃止未実施減算の減算額の引き上げ

（身体拘束廃止適正化措置）

- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
- ・身体拘束適正化委員会の定期的開催。その結果について従業者への周知徹底
- ・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施

○業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画未策定の場合、基本報酬を減算

○情報公表未報告の事業所への対応

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告の事業所に対する「情報公表未報告減算」の創設

○管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化

事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて

管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内等に限らず兼務可能
また、管理者について、管理上支障が生じない範囲内でのテレワーク可能

(障害者)

○障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、令和6年度から

- ・地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
- ・意向確認のマニュアルを作成すること

を運営基準に規定し努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、これらが未対応の場合は減算の対象とすることとしている。

また、令和6年度から地域移行に向けた動機付け支援や地域移行の実績を新たに加算で評価する。

○共同生活援助における支援の質の確保等

共同生活援助等の居住系サービスにおいて、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を導入する。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする。

(障害児)

○保育士特定登録取消者管理システムの活用について

児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒に対し性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化し、施設・事業者等に対し、保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用するよう義務付けられた。

施行日は、令和6年4月1日

○障害児支援における適正な給付事務の遂行について

障害児入所給付費等負担金について、事業所の不正請求、事業所や自治体での負担金の算定誤り等により、国庫負担金が過大または過小に交付されていることが判明し、令和3年度以前の交付額について、令和5年度において、返還又は追加交付を行っている（296件。返還額575百万円・追加交付額36百万円）。

○安全計画の策定及び送迎車両への安全装置の設置の義務化について

令和4年度に児童福祉法が改正されたことにより、同年に設備運営基準（※1）及び指定基準（※2）を改正し、令和5年4月から、障害児支援施設・事業所は、安全に関

する事項についての計画（安全計画）を策定することが義務付けられた。

※1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

※2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、令和5年4月より、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、障害児の見落としを防止する装置を備えることが義務付けられ、令和6年3月末をもって経過措置期間は終了

障害保健福祉関係主管課長会議資料概要

(令和6年3月25日(資料掲載))

○全ての資料は下記 URL に掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryou/index.html

厚生労働省HP⇒テーマ別に探す⇒障害者福祉⇒政策分野関連情報⇒障害保健福祉関係会議資料

○概要は以下のとおり

※主幹課長会議資料を抜粋

※自治体のみを対象とした項目は省略

障害福祉課 (資料5関係)**3 障害福祉関係施設等の整備について****(3) 福祉医療機構による融資条件の優遇について**

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。なお、詳細な取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

ア 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

イ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率 (措置期間中無利子)

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

(4) 障害福祉関係施設等の財産処分について

申請手続き等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

4 高齢の障害者に対する支援等について**(1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係**

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用しても

らうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示している。

介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めて願います。

6 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(5) 障害福祉サービス等の情報公表制度について

令和6年度報酬改定においては、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設したところである。

当該減算は、施設・居住系サービスは所定単位数の10%を減算し、訪問・通所系サービスは所定単位数の5%を減算するもの。

なお、公表情報については、年度ごとの情報更新をお願いしているところであるが、現時点において、過去に登録された情報が更新されていない事業所や、公表に向けた作業が滞っている事業所情報があるため、繰り返しになるが、都道府県等においては、より一層管内事業者に対して、情報公表制度の趣旨を周知し、報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

特に、事業所等の財務状況については、直近の事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）も公表情報に含まれるものであるため、未公表の事業所への指導、速やかな公表をお願いする。

(6) 業務継続計画（BCP）の作成について

業務継続計画（BCP）については、令和6年度から策定が義務化となるところである。

さらに、令和6年度報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」を創設したところである。

当該減算は、施設・居住系サービスは所定単位数の3%を減算し、訪問・通所系サービスは所定単位数の1%を減算するもの。各都道府県等におかれては、より一層管内事業者に対して業務継続計画作成の趣旨を周知し、計画の作成を促していただくようお願いする。

その際、厚生労働省において提示しているガイドラインやひな形も活用いただき、経過措置期間中にすべての事業所でBCPが策定されるよう、お願いしたい。

<厚生労働省 HP（障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

7 強度行動障害を有する者等に対する支援について

（2）中核的人材の養成について

「中核的人材養成研修の実施予定について」（令和6年2月7日事務連絡）においてお示ししたとおり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）を配置し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の児者を受け入れ適切な支援を行った場合に、報酬上評価することを予定している。

中核的人材養成研修については、令和9年度を目途に都道府県で研修を実施する体制を整備する予定であり、その体制が整うまでの間は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施する。

行動関連項目等の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所は、現時点で全国に1,500か所程度と推計しており、中核的人材も同程度以上の養成が必要であることから、全国的な研修実施体制を整備しつつ、段階的に受講人数を増加させていくこととしている。

（3）強度行動障害を有する者に対する対応について

① 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援について

強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要である。

現状では、障害福祉サービス等事業所では受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もある。

このような状況等を踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性を有する者であって、地域において強度行動障害を有する児者を支援する人材（以下「広域的支援人材」という。）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する予定としている。この「広域的支援人材」については、令和7年度以降、国において人材養成研修を実施する予定としているが、人材養成研修実施までの当分の間は、地域支援マネジャーのうち強度行動障害の支援に関する知見がある者や強度行動障害支援者養成研修（中核的人材）養成研修の講師など、集中的支援において指導助言ができる能力を有するも

のとして都道府県等が認める者についても、広域的支援人材とみなすものとする事として
いる。

8 訪問系サービスについて

(1) 入院中の重度訪問介護について

①入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する最重度の障害者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、一部の重度訪問介護事業所において、入院時の派遣について理解されておらず、事実上利用できないという声も寄せられており、管内事業所に対する周知も図りたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としている。その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者（ヘルパー）が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、利用者ごとに異なる特殊な介護方法について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげることが重要である。病院等に入院又は入所中に、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについては、普段から利用者の状態を熟知した重度訪問介護従業者（ヘルパー）による利用者の障害特性に応じた適切な支援について、病院等の職員と予め十分に相談、調整し、共有した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。なお、入院中においても、これらの支援に対応するための見守りの時間は当然報酬の対象となるものである。

②入院中の重度訪問介護利用の対象拡大について

特別なコミュニケーション支援が必要な利用者の入院中の重度訪問介護の利用は、障害支援区分ではなく状態像によるものであり、必要となる状態像によっては、最重度の障害支援区分6の障害者だけでなく、障害支援区分4及び5の利用者にも該当することがあると指摘されている。

このため、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とすることとしたところである。

③入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

特別なコミュニケーション支援が必要な重度訪問介護利用者が、重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いにより入院する際、入院前に重度訪問介護事業所と医療機関とで事前調整を行った場合に、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定及び診療報酬改定において、この連携した支援を評価するために、新たに加算を設けることとしたところである。

医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たっては、重度訪問介護事業所は、感染対策の観点も含め、医療機関との連携の下でコミュニケーション支援を行う

ことが必要であることから、医療機関の関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

(2) 同行援護について

①同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について

令和5年10月16日に、指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）が一部改正された。

ア 従業者の要件に係る経過措置

現行、令和3年3月31日において盲ろう者向け通訳・介助員であった者について、令和6年3月31日までの間は同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置を設けている。

今般、当該経過措置の対象者について、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった場合に限り、令和9年3月31日までの間は、引き続き同行援護従業者養成研修修了者とみなすこととする。

イ 同行援護従業者養成研修のカリキュラム改正

同行援護従業者養成研修のカリキュラムを見直すとともに、改正後の同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除する。

ウ 適用期日

アについては、令和6年4月1日

イについては、令和7年4月1日

④同行援護の支援の対象について

視覚障害者の移動において、電車やバス等の公共交通機関を利用した移動もあるが、同行援護は、その乗車中に必要とする支援についても対象としているので、市町村においては、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

また、養護老人ホーム（盲養護老人ホームを含む。）や介護保険施設等の入所者について、同行援護の利用は一律には制限されておらず、同行援護による専門的な支援が必要と判断される場合には、同行援護による支援を利用することが可能であり、支給決定を行う市町村において、個別のケースに応じて判断されたい。

(3) 行動援護について

②居宅内での行動援護の利用について

行動援護については、平成26年4月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

③支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第36条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

④従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けている。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止することとしている。

(5) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

③居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象としたところである。

(6) 訪問系サービスにおける「手待ち時間」の考え方について

重度訪問介護における長時間のサービス提供時の休憩時間及び手待ち時間の考え方については、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1」（令和3年3月31日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の問21においてお示ししているところである。

本問回答にてご説明のとおり、労働時間に含まれるものとして取り扱わなければならない手待ち時間については、重度訪問介護のサービス提供時間として報酬算定を行う必要があるため、ご了承くださいとともに、改めて管内市町村に対する周知を徹底されたい。

〈Q&A VOL. 1 問21〉

問40のグループホームの夜勤に対応する対応は、重度訪問介護についても適用されるのか。

〈答〉

(略)

また、労働時間として取り扱わなければならない手待ち時間についてもサービス提供時間として取り扱われるべきものであることから、当該時間が報酬の対象とならないということがないように留意すること。

(7) 化学物質過敏症の利用者に対する配慮について

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスターの作成等により、周知啓発を行っている。

都道府県、市町村におかれては、貴管内の障害福祉サービス事業所等に対し、情報提供をお願いする。

また、化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。

化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者へ配慮したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者へ周知されたい。

1.1 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

(1) 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や親元からの自立の実現に向け、障害者が希望する地域生活への移行や継続の支援を推進していく必要がある。

昨年5月に策定した第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）に係る国の基本指針

において、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」することや、「令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減」することを目標として掲げている。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、令和6年度から

- ・地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
- ・意向確認のマニュアルを作成すること

を運営基準に規定し努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、これらが未対応の場合は減算の対象とすることとしている。

また、令和6年度から地域移行に向けた動機付け支援や地域移行の実績を新たに加算で評価する予定である。

(3) グループホームにおける支援の質の確保等について

①グループホームにおける重度化・高齢化への対応

グループホームについては、入所施設や病院からの地域移行を推進するため、整備を推進してきたところであるが、入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、重度障害者の受入体制の整備が課題となっている。

このため、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する者の受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充し、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメントの評価等を新たに盛り込むとともに、重度障害者に係る個人単位での居宅介護等の利用に係る経過措置については、令和9年3月31日まで延長することとしたところである。

②共同生活援助における支援の質の確保等

共同生活援助の支援の質に関しては、障害者部会報告書において、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される、との指摘があった。

これを踏まえ、共同生活援助等の居住系サービスにおいて、支援の質を確保する観点から、介護保険サービスの運営推進会議を参考としつつ、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を導入する。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする。

(参考)

障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113325.pdf>

障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究 地域連携推進会議（仮称）の手引き

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/welfare-promotion-business2023-08.pdf>

③共同生活援助における食材料費の取扱い

昨年、共同生活援助を運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について、報道がなされた。

共同生活援助（グループホーム）事業者は、指定基準において利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしている。

グループホームにおける食材料費の取扱い等については、昨年10月に事務連絡を発出し、

- ・グループホームを運営する法人に対して食材料費の取扱いについて改めて周知徹底を図るとともに、
- ・自治体の監査等の場において適正な運用がなされているか確認するよう、全国の自治体に依頼

したところである。

同様の事案の再発を防止し、共同生活援助における食材料費に関して一層の透明性を確保する観点から、共同生活援助事業者において整備が義務付けられている会計に関する諸記録として、利用者から徴収した食材料費にかかる記録が含まれることや、食材料費として徴収した額については適切に管理すべき旨を改めて明示することを予定している。

1.2 相談支援の充実等について

(3) 相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度について

③ サービス管理責任者等の研修制度について

都道府県におかれては、障害福祉サービス事業者等に対して以下の点について周知を行うとともに、各種研修について、管内の受講見込人数を事前に把握し、研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、計画的な研修の実施をお願いする。

- ・研修制度見直し前の平成30年度までに研修を修了したサービス管理責任者等が資格を更新するためには、令和5年度末までに更新研修を受講する必要があること。また、期限までの受講が間に合わなかった場合は、実践研修を受講することで再度サービス管理責任者等として業務が可能であること。
- ・研修制度見直しに伴い、令和元年度から令和3年度中の基礎研修受講者については、基礎研修終了日後3年間は実践研修を修了していない場合でもサービス管理責任者等とみなすことができることとしており、令和3年度の基礎研修修了者は令和6年度内にみなし期間が終了するため、みなし期間終了前に実践研修を修了していただく必要があること。
- ・令和5年6月より、基礎研修修了後のOJTについて、一定の要件を満たした場合、個別支援計画の作成を6月以上行うことで実践研修を受講できること。

④ サービス管理責任者等更新研修について

更新研修の受講にあたっては、以下の実務経験が必要である。

- ・現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事していること
- ・過去5年間で2年以上サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事していたこと

平成31年度以前よりサービス管理責任者であった者については、最初の更新研修の受講時には上記実務経験を満たすものとみなして取り扱うこととされていたが、令和6年度以降は

当該者についても更新研修の受講にあたって上記実務経験が求められるため、受講案内及び受講決定にあたっては留意すること。

1.3 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の防止及び対応の徹底

②障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化等について

令和6年度報酬改定において、障害福祉サービス事業所等における虐待防止及び身体拘束適正化の取組の強化を図ることとしている。

都道府県及び市町村におかれては、当該見直しについての障害福祉サービス事業者等への周知や対応の徹底について願います。

(虐待防止措置未実施減算の創設)

障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ①虐待防止委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体拘束廃止未実施減算の見直し等)

身体拘束適正化措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に係る身体拘束廃止未実施減算について、施設・居住系サービスについて減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げるとともに、訪問・通所系サービスについて減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(参考) 身体拘束適正化措置

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体拘束適正化検討委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

なお、身体拘束等については、指定基準において緊急やむを得ない場合を除き禁止しているところであるが、

- ・緊急やむを得ない理由について、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たす場合であること
- ・組織として当該要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならないこと

を解釈通知において明記する予定である。

このほか、障害福祉サービス事業所における支援の質の確保の観点から、

- ・共同生活援助、障害者支援施設において、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組の

義務化（令和6年度までは努力義務）

- ・強度行動障害を有する児者への支援体制の強化

を行うこととしており、事業所の運営への外部の目の導入や強度行動障害を有する者への適切な支援の推進により、障害者虐待の防止にもつなげていくこととしている。

（3）本人の希望を踏まえたサービス提供体制の確保について（同性介助）

障害福祉サービス事業所等の設置者は、障害者総合支援法において、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等の人格を尊重する責務が規定されている。

また、障害者虐待防止の手引きにおいて、障害福祉サービス等の提供に当たって「本人の意思に反した異性介助を繰り返す」ことについて、心理的虐待の一つとして例示するとともに、性的虐待の防止のため、特に女性の障害者に対しては、利用者の意向を踏まえ、可能な限り同性介助ができる体制を整える旨記載している。

令和5年3月に閣議決定された障害者基本計画(第5次)において、新たに「障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われないよう取組を進める」旨盛り込むとともに、基本指針において、「本人の意思に反した異性介助が行われないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること」が盛り込まれたところである。

更に、令和6年度報酬改定において、排泄介助や入浴介助等を提供することが想定される各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記することとしている。

都道府県、市町村におかれては、障害福祉サービス事業者に対して、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨の周知や必要な助言指導について願います。

（4）その他

従来より、障害福祉サービス等が適切に運営されるよう、機会あるごとに要請してきているところであるが、近年においても事件・事故が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制への取組強化が重要な課題となっている。

引き続き、障害福祉サービス事業所等への指導に当たっては、障害者総合支援法及び指定基準等の規定も踏まえた対応をお願いする。

その際、障害福祉サービス等を必要とする方に対する必要なサービスの提供がなされるように、また、虐待を受けている障害者について、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、障害者虐待防止法等の規定に基づき社会福祉施設への入所措置等を行う際に、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、多様な特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、各都道府県等においては、改めて管内の事業者や市町村に対して周知徹底を図られたい。

全国こども政策主管課長会議資料概要

(令和6年3月15日(資料掲載))

○全ての資料は下記 URL に掲載

<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomoseisaku-syukankacho/17dee8fe>

こども家庭庁HP⇒会議等⇒全国こども政策主管課長会議(令和5年度)⇒会議資料

○概要は以下のとおり

※主管課長会議資料を抜粋

※自治体のみを対象とした項目は省略

成育局成育基盤企画課 (資料8関係)

Ⅲ 保育士特定登録取消者管理システムについて

1 保育士特定登録取消者管理システムについて

保育士特定登録取消者管理システムの概要

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等(特定登録取消者)の情報をデータベース化
- ・施設・事業者等に対し、保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け ※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、改正法の交付の日から2年を超えない範囲で政令で定める日
(令和6年4月1日)

対象となる職 : 保育士

※保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者

対象施設・事業者 : 保育士を任命又は雇用する者

※保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及ぶ施設・事業所

データベースに掲載・表示される情報

: 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報

※氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型(教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号)

確認後の対応 : 各事業者で適切に判断

※データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

データベースの利用方法：対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用

※但し、必ずしも継続的でなく保育士を任命・雇用する施設等であつて、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じてこども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答

取消情報の掲載期間：少なくとも40年間（「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）

情報管理：罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保

データベース活用対象施設・事業一覧

【データベース活用対象となる施設・事業所（アカウント付与の対象）】

- ①児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令等で明らかであり、
- ②施設・事業所（以下、施設等）の所管庁による指導監督権限が及び、
- ③継続的に保育士を任命・雇用し保育事業を行うものとして施設等ごとにアカウントの付与先が明確であるものとする。

※「『保育士』を置くこと等が法令等により明らか」であることの方

- ・保育士または保育教諭が法令等により必置とされている施設等
- ・保育士は必置ではないが、法令等により、職員のうち保育士を置くことができる又は一定の条件において置く必要がある施設等
- ・保育士資格を有する者が、家庭的保育者などとして保育の業務に従事することが法令等により明らかな施設等

【該当する施設・事業】

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ほか

支援局障害児支援課（資料17関係）

障害児支援の推進について

2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（障害児関係）

1. 児童発達支援センター機能強化等による地域の支援体制の充実

児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る。

① 障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

児童発達支援センターの基準・基本報酬について、福祉型・医療型の類型を一本化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化

- ・一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
- ・児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める。

- ・3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧

基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

② 児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（中核機能強化加算）（※）
 - ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ③地域のインクルージョンの中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（中核機能強化事業所加算）

2. 質の高い発達支援の提供の推進

適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する。

① 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。
 - （※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムの作成・公表を求めるとともに、未実施減算を設ける。
- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じて評価
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- 基本報酬について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう支援時間による区分を設ける。
- 自己評価・保護者評価について、実施方法を明確化する。

② 関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価
- セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価。併せて、障害児支援利用計画（セルフプラン）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける。

③ 将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等からも踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価

- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価

④ その他

- 事業所に対し、障害児等の医師の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。
- 令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実

医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める。

① 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（Ⅶ）について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児者に対して支援を行う事業所においても算定可能とする。
- 主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない。
- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価
- 送迎加算について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価
- 居宅介護の特定事業所加算の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価

② 強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す。

③ ケアニーズの高い児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、高度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す。
- 個別サポート加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す。
- 人工内耳を装着している児に支援を行った場合を評価
- 視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有

する人材を配置して支援を行った場合を評価

④ 不登校児童への支援の充実 【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価

⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実

- 支援において5領域を全て含めた総合的な支援を提供することや、事業所の支援プログラムの作成・公表等を求める。
- 効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定、訪問支援員特別加算の見直し、多職種連携支援加算の新設）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（強度行動障害児支援加算の新設）
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（家族支援加算の新設）

4. 家族支援の充実

養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る。

① 家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）と事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、統合し、オンラインによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化
- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方を学ぶことができる機会を提供した場合に評価

② 預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

5. インクルージョンの推進

保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の充実

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める。
- 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

② 保育所等訪問支援の充実 〈効果的な支援の確保・促進〉

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インク

ルーション推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める。フィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてオンラインの活用を推進

- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施減算を設ける。
- 訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す。
- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価
- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価
- 家族支援の評価を見直す

6. 障害児入所施設における支援の充実

障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える。

① 地域生活に向けた支援の充実

- 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める。
- 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価
- 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価
- 職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す。

② 小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める。
- 小規模グループケア加算について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す。
- 基本報酬（主として知的障害児に支援を行う場合）について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく設定するとともに、大規模の定員区分について整理

③ 支援ニーズの高い児への支援の充実

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す。
- 被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価

④ 家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

○ 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。

※期間は3か月を限度

③ 行動援護における短時間の支援の評価等

○ ニーズの高い短時間の支援を評価する。（長時間の支援は見直し）

障害者虐待の防止・権利擁護

【虐待防止措置】

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設

【身体拘束の適正化】

身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

【本人の意向を踏まえたサービス提供】

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

【概要】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するたまた、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

【算定要件】

以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同公演後、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具

体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

情報公表未報告等の事業所への対応

【概要】

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

【算定要件】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

障害福祉現場の業務効率化

【管理者の業務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化】

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合であって、同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。
- 管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能であることを示す。また、管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。

4 改正児童福祉法等について

(1) 改正児童福祉法の施行について

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

【改正の趣旨】

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

【改正の概要】

1 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡大

- ③ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。

3 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

- ② 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

児童発達支援センターの役割・機能の強化

【改正の内容】

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害者支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等を困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上の底上げを図る。
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

放課後等デイサービスの対象児童の見直し

- 放課後等デイサービスについては、「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」を対象としており、義務教育終了後の年齢層（15～17 歳）で、高校でなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。
- このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村が認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。

※ 本件は、平成 30 年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

※ 施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

7 その他

（2）障害児支援関係事務に係る留意事項について

【障害児支援における適正な給付事務の遂行について】

- 障害児支援に係る給付事務については、児童福祉法等の法令や各種事務処理要領（※）に基づき行うこととされている。各自治体におかれては、給付決定や利用者負担の所得区分（※）の算定について、法令や各種事務処理要領どおりに事務処理が行われているか否かを確認し、引き続き適正な給付事務の遂行を図られたい。
※「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」
- 障害児入所給付費等負担金については、令和 3 年度以前（H29～R3）の交付額について、令和 5 年度において再確定を行っている。（296 件、返還額 575 百万円・追加交付額 36 百万円）。これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によっ

て、国庫負担金が過大または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や、事業所や自治体での負担金の算定についての事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の業務負担も増加している。

各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際は二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

〈会計検査院による主な指摘事項〉

- ・ 障害児通所給付費等の算定にあたり、児童発達支援管理責任者を配置していなかったことによる減算を行わずに算定したり、加算を算定したりしていたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 障害児通所給付費等の算定にあたり、児童発達支援管理の実務要件は満たしているものの、研修要件を満たしていなかったのに減算を行わずに算定していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 障害児通所給付費等の算定にあたり、職員を所定の員数配置していなかったのに減算を行わずに算定したり、配置すべき従業者を配置していなかったのに加算を算定したりしていたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。

【安全計画の策定及び送迎車両への安全装置の設置の義務化について】

- 児童福祉施設におけるこどもの安全の確保については、保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、令和4年に児童福祉法が改正され、これを受け、同年に石器運営基準（※1）及び指定基準（※2）を改正し、令和5年4月から、障害児支援施設・事業所は、安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定することが義務付けられたところ。各都道府県におかれては、留意事項等の内容を十分御了知の上、事業所に対して遺漏なく周知していただくようお願いする。

（※1）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

（※2）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

- また、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、令和5年4月より、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、障害児の見落としを防止する装置を備えることが義務付けられ、令和6年3月末までの経過措置が設けられたところ。今年度（令和5年度）で当該経過措置が終了となることから、各都道府県におかれては、国土交通省において、こどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置のリストをこども家庭庁のホームページにおいて公表しているため、事業者に対して、ガイドラインに適合した装置を導入するよう周知されたい。